

第百六十二回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 八 号

平成十七年四月八日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 松下 忠洋君

理事 木村 隆秀君

理事 増田 敏男君

理事 宇佐美 登君

理事 玉置 一弥君

理事 江渡 聡徳君

理事 川上 義博君

理事 佐藤 剛男君

理事 土屋 品子君

理事 西村 康稔君

理事 早川 忠孝君

理事 石毛 鏡子君

理事 小宮山 洋子君

理事 島田 久君

理事 藤田 幸久君

理事 太田 昭宏君

河本 三郎君

山本 拓君

須藤 浩君

田端 正広君

大村 秀章君

木村 勉君

桜井 郁三君

西村 明宏君

萩野 浩基君

宮澤 洋一君

市村 浩一郎君

今野 東君

藤田 一枝君

牧野 聖修君

吉井 英勝君

議員 小坂 憲次君

議員 西川 京子君

議員 宮腰 光寛君

議員 白保 台一君

議員 江渡 聡徳君

議員 木村 勉君

議員 服部 幸應君

議員 水原 博子君

議員 河井 智康君

議員 河井 智康君

議員 河井 智康君

議員 河井 智康君

議員 河井 智康君

議員 河井 智康君

議員 河井 智康君

議員 河井 智康君

議員 河井 智康君

議員 河井 智康君

内閣委員会専門員

高木 孝雄君

委員の異動

四月八日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

西村 明宏君

同日

萩野 浩基君

本日の会議に付した案件

食育基本法案(小坂憲次君外五名提出、第百五十九回国会衆議院第四九号)

○松下委員長 これより会議を開きます。

第百五十九回国会、小坂憲次君外五名提出、食育基本法案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長、医学博士服部幸應君、食の安全・監視市民委員会事務局局長水原博子君、21世紀の水産を考える会代表理事河井智康君、以上三名の方々から御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。服部参考人、水原参考人、河井参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、

委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、参考人の方々に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、御了承をお願い申し上げます。それでは、服部参考人をお願いいたします。

○服部参考人 おはようございます。

今、私は、二種類、大きな文字で、それと小冊子、この二つを用意してございますけれども、この中身についてもちよつと私の発言の中で触れていきたいと思っております。

食育基本法に關しましては、支持する立場でございます。

と申しますのは、私は平成三年、十四年ほど前から食育をテーマに活動してまいりました。なぜそういうことになったかといいますと、今、核家族化が進んでおりまして、おじいちゃん、おばあちゃん、子供たちが一緒に団らんを囲む機会もございません。そのことによって、衣食住の伝承が大分切れてきていると思います。

例えば料理に關して言いますと、世界で一番料理ができない子供たちが育つたと思います。これからの時代ですから、料理をしなくても、調理済み加工食品等の安全性を確かめて食品を選ぶ能力を身につけさせれば私はいいと思っておりますけれども、やはりおふくろの味というんでしょうか、一品でもいいんです。私は一汁一菜と申していただきますけれども、一つの汁物と一つのおかず、こういったものを調理済み加工食品にあわせて食するような、そういう環境づくりぐらいは必要だろう。

何もできないというのは、世界で私は恥だと思えます。私は七十六カ国を回っておりますし、そ

れぞれの家庭で私も体験をしましたけれども、この国も、おふくろさんなりそのだんなさん、こういった形で物をつくって子供たちに食べさせないというところはないんですね。ですから、そういう意味では、一品でもいいんです、そういう環境づくりをしていただきたい。

それから、世界で一番残飯を出す国だと私は思います。

今、世界は六十四億と言われています。そのうちの八%が衣食住が非常に満ち足りていて。ところが、日本は御承知のようにカロリーベースで食糧自給率四〇%、六〇%は輸入でございます。これは、私が京都大学の方々とお話ししたときに、実は七百二十万トンほど残飯が出ていたけれども、金額に直すと一兆一千億。ところが、日本で生産されているその四〇%の自給率を金額に直すと十二兆四千億。何と、日本で生産されたりまた確保できているもののうちの九割近くを残飯に充てている国というのは、こんなものはないだろうと。私は、EU、ヨーロッパ連合の家庭がどういう状況であるかというのを調べさせていただいたんですが、日本人は約倍の残飯を出していますね。本当にむだをしていると思います。

こういったことをきちつと子供のころから知らしめる、そういう環境というのは、では家庭ができるのか。私は、今、家庭ができなくなっているんじゃないかなと。それであれば、小学校、中学校、少なくともこの時期に、これは学校の組織を使ってやはり教えていく必要があるだろう。そのためには、今皆さん一番覚えておられるのが生活習慣病等だと思います。毎年百万近い方が亡くなっておられますが、そのうちの六四・八%が生活習慣病によつて、これは食物によつて亡くなっている。感染症が約一〇%、そして二五%が交通事故、自殺その他ですね。ですから、私は、

食べ物はどう摂取するか、この部分を子供のころからきちっと、親はもう教育できないと思つています。ですから、その親自体がやはり同じように勉強していく必要もあるんですけれども、両面から押さえていく必要がある。

今まで、市民活動その他で随分いろいろな方々が栄養の問題に関してやってまいりました。しかし、これが、一部の方には入っていつておりますけれども、組織的にきちっと将来を見据えてやっていくことができないような状態です。

各省庁、例えば厚生労働省、こちらは健康日本21というものを打ち出しておられます。それを市民の段階まできちっと知らしめるためには、やはり学校の組織を使うべきだろう。農水省が打ち出している、これから農業も活発に行つていかなければいけない、これもやはりそういう組織の中、学校教育の中でそういういわゆる知識を与えていくべきではないだろうか、そしてそれを受けるのが文部科学省だろうというふうに思っています。

ですから、文部科学省のいわゆる知育、徳育、体育で今までやってきたものにプラス食育、そういう科目を僕はできれば法律的に位置づけていただきたい。今、家庭科がありますけれども、家庭科というのは大体小学校五年生ぐらいから料理なんかに入ります。もう遅いと思いますね。僕は、料理を家庭で全部やることはないというのは冒頭で申し上げたとおりです。しかし、選食能力といって食品が安全かどうかということを見きわめる能力、こういったものを子供のときからつけるべきが一つ。

二つが、はしを持ってない子供たちがこんなに多いとはびっくりしました。七割の小学生がまともにはしを持ってません。こんなことでいいんですか。中学生が五三%ぐらいですね。そして、そこで教えている担任の先生の四七・二%がはしを持ってません。日本人として私は恥ずかしいと思いますね。私は北海道から沖縄まで今各学校を回っておりますけれども、やはりそういうことすらで

きないというのは、その先生自体が核家族で育つた人たちなんです。

やはり、こういうものは教育組織というものをきちっとしていくべきだろう、そのためには、今諸外国も私は調べてまいりましたけれども、どうも、国がある程度音頭をとってくださらないと、こういったものは広まる可能性というのは非常に低いんです。やはり、予算の裏づけというのものもあるというふうに思います。

そして三番目が、食糧問題、環境問題、そしてそれを取り囲む、いろいろ先ほどの残飯の問題であるとか、こういうことじゃないかなというふうに思っているわけです。

時間があれですけれども、そういうことで、実はこれは、お手元に配らせていただきましたけれども、社団法人の全国調理師養成施設協会、私は会長をやっておりますが、全国の調理師の養成の学校というのは約二百七十校あるんです。これをぜひ調理師のいわゆる学生に、授業の中に組み込んでいこう、そして卒業してからちゃんと現場で食育ということを頭に置いて調理ができる人た

を育てたい。

ただ、残念ながら、我々の学校に入ってくる子自体が、包丁を持ったこともなければ、まないたもさわったことがない、そういう子ばかりなんです。そこからプロを養成するには時間がかかる。やはり、小学校、中学校の時点でそういうことがきちっと行われるべきじゃないかな、私はそう思っております。

そして、この一枚目に、皆さんの目につくように大きく書かせていただきましたけれども、これの一番後ろに「食育三カ条」というのがございます。この三つが大きな柱になってこれから展開していくには、授業として私は学校教育に入れていただければと。

だからそのために、今本場に皆さんもそうでしょうけれども、三十歳以上の男性の三人に一人が高血圧症です。そして糖尿病、これは毎年二百万ずつふえておりまして、現在千六百万ぐらいい

るわけです。例えば、七百四十万人が糖尿病、そして八百八十万人が予備軍ですね。これが二〇一〇年には両方合わせて二千万人になると言われています。

本場にそういう意味では、我々がそういうものに対応するには、きちっと子供のころからの教育が必要ではないだろうかということでござい

ます。

以上でございすけれども、後ほどまた御質問等がございすならば、どうぞお出しただけ

ばと思います。よろしくお願いいたします。(拍手)

○松下委員長 次に、水原参考人をお願いいた

します。

○水原参考人 食の安全・監視市民委員会の事務局長をやっております水原博子と申します。

ここに、お手元に配付させていただきましたが、「食の安全ウオッチ」という季刊誌があります。

これが私どもの季刊誌でして、食の安全・監視市民委員会といえますのは、二年前に食品安全委員会が設置されましたときに、私ども市民の側から食の安全に関しているという提言して、活動を

やっていこうということで立ち上げました。

きょうはこの立場から私はお話し申し上げますが、実は、私は日本消費者連盟という団体の事務局長もやっております。食の安全・監視市民委員会の活動の事務局を日本消費者連盟に置いていまして、私が食の安全・監視市民委員会の事務局長もやっております関係で、そちらの立場からきょうは皆さん方にお話ししたいと思

います。

まず、食育基本法の内容なんです、いろいろと現状分析が行われております。この現状分析とい

いますのは、私どもが見ましたときに、本当にそのとおりなんです。ここに書いてあります危機感というものは私どもも共有しております。こういうふうな食の環境というものは非常に危機的な状況になっていることは事実なんです。

ただ、私どもは、ここに書いてあります危機の状況の中で、ではそれに対してどういう対応をすべきか、私たちがこれからどういうことをやらなければいけないかということにつきまして、食育ということに關しましての立場が異なります。

ですから、きょうは私は反対の立場から御意見を申し上げたいと思

います。

まず、私はこの法案の中をよく拝見いたしました、行政の責任と、それから国民が食生活の中

でいろいろと、先ほどもお話がありましたけれども、やってきたことの中で、今の食の危機をた

らしている、おはしが持てないということもありましたけれども、子供たちが孤食であるとかいろいろ問題があるんですけれども、行政の責任とそれから一人一人の食習慣によつて今の現状がもたらされたことが、この法案の中には一緒に

なっているんですよ。

そのなっていることの中で今後食育をやるということになりまして、そのことが全部一緒になつて私たち国民も国民運動としてこの食育をやらなければならぬということ、それらすべてが私たち国民の責務としてかかってくるんではないかという危機感が非常に大きいわけです。

私は、この食育基本法そのものを何らかの形でもつて制定すること、それはあるかも知れませんが、ただ、法案をつくりまして、これまでの法案の中で実際に食育に関するものはたくさんあるわけですね。

例えば、学校給食法だってあります。では、その学校給食法が本当に守られて、充実した子供の食の場になっているかどうかということを考えてみたいと思

うんです。そうならないということがあります。

それから、家庭の団らんということがありますけれども、では、今この法案の中で指摘されているような問題点、それをなくすためにはどうしたらいいかとい

いますけれども、それは皆さん、家庭の団らんをやつたらいいとか子供の孤食をなくしたらいいとか、そういうことを言われますけれども、そういうことができないような状況になつて

すね。労働の状態とか長時間労働とか残業とか、母親はパートを三つも四つもかけ持ちでやらなきゃいけないとか、それから子供は塾に通うとか、そういう状況があるということ。

それを私たちが今後どういうふうにかえるかというところがなければ、立派な法案をつくっても、今の法案が実行できないのと同じように、私は実現できないのではないかと思うわけです。

それから、学校給食のところに關しましては、せっかく学校給食法がありまして、今もその学校給食の場を使えば食育ということは幾らでもでき

たと思うんです。

ところが、学校給食法はできましたけれども、合理化案ということではいろいろ合理化の方向で、学校方式ですね、学校単位でもって給食をつくるというところじゃなくて、センター方式、大量にセンターで給食をつくって運んでくるという状況になりまして、それで子供たちが給食をつくっている調理師さんの姿を見ていない、それから冷めたものがえさみたいに運ばれてくるということがあ

るわけですね。

そうじゃなくて、本当に子供たちが学校でもって一緒に食をつくる、それから、ゆったりとした給食時間でもって、子供たちにはしの持ち方から食器の使い方から食の文化、いろいろなことをやりながら学校給食をやるといふことであれば、今、学校給食法のもとで給食をやっている、それを充実させれば、食育は十分にできると思うんです。

そういうことができない状況のままで、今の食育基本法をつくっても、私はそれは目的を達することはできないのではないかと思います。

ことしから栄養教諭の創設ということができました。それは、学校給食の關係でやはり栄養士がいけないという状況、それを少しは改善しなければいけないという方向にきたわけですよ。ところが、栄養教諭の配置は各都道府県の任意に任されています。必須ではありません。ですから、私どもがこの二月に全国学校給食集會をやったときに聞きましたら、初年度からスタートするのはたしか三

つの都道府県だけだったと思います。

そういうふうな、幾ら制度をつくりましても実際は動かないということがあられるわけですね。それをどうするかということを考えなければいけないと思います。

それからもう一つ、食材の方のございませうけれども、今農業の方で盛んにいろいろと有機農業で安全な食糧をできるだけつくらなければいけないということが言われておりますけれども、有機農業をやる農家の方々が、本当に小さな家族農家でこつこつと有機農産物をつくっていた人々が、有機のJAS法には乗っからないということがあるわけですね。それはもう皆さん御存じだと思います。

そういうこともあって、では本当に国内で有機農産物が推進される方向にあるかというところではない。どつと外国の大きな産物の有機農産物が入ってくるという構造になっているわけです。これは、ここにうたつてありますような、食糧の自給率達成ということについては非常に逆の方向ではないかというふうにいるわけですね。

今私は障害になっていることを述べました。ですが、またそういうことの障害を乗り越えて、今、学校給食の現場、地域、自治体、産直運動、それから農家の生産者たちも非常に努力して、いい農産物をつくってそれで子供たちに供給する、それから地域でもってそういう農産物を食べようということとは着々と行われております。それはもう事実なんです。本当に努力して行われているわけですね。今の現状の中でも行われているわけですね。

だから、私は、そういう障害を取り払えば、今の状況の中でも十分に行えると思うわけなんです。むしろ、私は、食の基本法という法ができますと、地方自治体でもってまた条例ができますと、それで食育推進會議、基本法でいろいろつくられていきます。私は現場でいろいろ聞いていますと、また大変な負担がかかるわけです。今の、現状の法のもとでの実行も十分でない上に、また

こういうふうな形の実務の負担がかかってくると

いうことになるわけで、それを両方、いろいろなものを地域でもって実現するのに大変な負担がかかってくる。

私は、そういう負担をかけるよりも、今ある形の中で、食育をやっている現場、学校給食の現場、地域で活動している産直の現場、それから有機農業をやっている人々、そういうところに十分に予算を充てることによって、日本の有機農産物も増加していくと思いますし、それが食育の中でそういう安全な食材を使った食育ができるということになると思うんです。

そういう基本のところを今の既存の法律の中で実行されていないということをお私に問題にしたいと思うんです。そのことを私は皆さんにぜひ検討をお願いしたいと思っております。

それからもう一つ、自給率のことなんですけれども、食育でもって自給率の達成に貢献するということがあるんです。食糧の自給率の達成というのは、これは私はそういうものではないと思うんです。

今、食料・農業・農村基本法のおける食料・農業・農村基本計画の見直しが行われています。あそこでは、食糧自給率の達成は後退しました。それで、自給率がなかなか四〇%を超えないものから、それで四五%にするのに、目的を二〇二〇年まで延ばしましたね。しかも、自給率が余り達成しないものから、野菜、高級野菜を売った金額でもって自給率を今後表示しようということになったんです。それは私は非常にゆがめられた自給率だと思ふんです。そういうもののために私たちはこの食育というものを法のもとに国民がそこに参加して協力しなきゃならない

なんというところは、これは国民から見ても非常に厳しい状況になるということを感じております。

そのほか、時間になりましたので、また質問があつたらお答えいたしますが、この法案の中に欠けているのは乳児の問題です。私は、食育は乳児から行わなければならない、授乳からです。子供のころから、三歳までが食育の一番決定的な時代

ですよ。だから、本当に日本の子供の食育を考えるのであれば、そこをどうするかということが本当は検討されなきゃいけないと思うんです。そのためには、働く母親の労働の条件とか保育をどうするかということが全部絡んでくるわけですね。そういうことをぜひ検討していただきたいと私は考えております。

以上です。(拍手)

○松下委員長 次に、河井参考人をお願いいたします。

○河井参考人 河井でございます。

二十一世紀の水産を考える会が何者かというのを御承知ではないと思ひます。一九八二年にスタートしました。二百海里法が国連で確定したときにスタートした任意団体なんですけれども、水産関係のいろいろな政策提言などをしていまして、今も「日本人とさかな」、こういう雑誌を出して、いろいろと世の中に訴えておるわけですが、何せ魚の方は余り皆さん関心がないような感じで見えておりますけれども。

せんだってといひますか、昨年の秋に、この食育基本法の問題では我々もフォーラムを開いていろいろな議論をしてきましたので、そこにも関連させながら少し提案したいと思ひます。ただ、きょうは水産に限らずいろいろなことを述べてみたいと思ひます。

うちの会の主張とこの食育基本法の中に掲げられているテーマというのとはかなり一致する部分があるというふうな我々は見えております。直接国民の食生活改善に国が総合的に責任を持つと、そういう発想なんだろうと思ひます。これは我が国で初めてのことでして、とりわけ注目をしているところなんです。今まではどちらかというと、省庁別の方になつていまして、産業振興が中心だったように思つていまして、産業振興が中心だったように

思つていまして、二つの点だけに絞つて、たゞ、我々としても二つの点で、きょうは時間の制限もありますから、二つの点だけに絞つて、よりよいものになるだろうと思はれる点をお話ししてみたいと思ひます。

一つは、基本理念が六つか七つ並んでおりますけれども、いわゆる並列的で、どこかにやはりアクトメントをつける必要があるのではないかとというのが我々の考え方です。そうでないで、これから毎年評価をしていくわけですね、報告書も出すわけですから、評価がいまいになる可能性がある。どこに最大のポイントがあるのかということになるわけです。

皆さんのお手元に一枚紙で表が二つあるのを見ていただきたいのですが、ちよつと欧米のケースを参考にしてみてください。これは内閣委員会の方からいただいた赤い資料にも載っていたものなんですけれども、私どもの方で、対照的に見た方がわかりやすいのではないかとことでまとめました。

実は、ここには四カ国出ているわけですが、アメリカ、イギリス、ドイツの三カ国は、肥満及び虚血性心疾患死亡率が高まったこと、これが食育に力を入れようというきっかけになったんですね。そこがもう最大のポイントになってきています。例えば、アメリカの場合、虚血性心疾患死亡率というのの十万人中百八十三人という数字が出ておりますが、日本はちなみに五十七人なんです。ですから、三倍以上のそういうあれがあつて、日本はその点、我田引水じゃないですけども、魚食の効果がでているのかなというようにも感じているところです。

ところが、おもしろいのはフランスでして、フランスは実は、もうどんなにいろいろなファストフードなどが入ってくる中で、子供たちの味覚が減退しちゃっているんですね。味がわからなくなりました。これはやはりフランス料理の危機であるところと、どうしても味覚を復活させる、そういうことをテーマに考えなければいけない、そういうことで食育にずっと予算をかけているわけです。

では、一体、日本は何を重点にすべきかということで考えてみると、日本は、食問題で最大の弱点というのはやはり食糧自給率なんです。この

下の表二というところにいろいろな項目別の自給率を比較しておきましたけれども、先進国中最低である。これが今まで長寿国をつくってきた和食離れというものを起こしている。ここに食文化の後退という問題もあります。

そして同時に、C.P.Fの栄養バランスが崩れてきている。このC.P.Fというのは炭水化物、脂肪、たんぱく質のことですけれども、これが世界で一番バランスがとれているのは日本だと言われている。諸外国が日本食というのを見直したというののきっかけになったわけです。それが今崩れてきていまして、いわゆる脂肪がふえて炭水化物が減ってきたという欧米型になってしまっているということなんです。

もともと、日本人の生理機能というのは欧米とは違うということがよく言われます。これは歴史の中でつくられてきた消化管の状態が違うというやうな、そういうような民族的特徴もあつて、やはり欧米食というのは余り合わないというのが実態だと思います。そういう点で、ぜひこれは、やはり輸入に頼らない日本人の食事というのを構築していく必要があるんじゃないだろうか。

同時に、輸入依存というのはほかに欠点がありまして、一つは、御承知のようにアフリカなどの飢餓民族、こういった人たちが片方にいるわけですから、お金に飽かせてどんどん輸入して飽食の民でいるんではなくて、本当に実質的な食生活、食育をやる必要があるんじゃないだろうかというふうに思います。

さらには広域流通、今貿易もそうですけれども、国内でも広域流通などといっているいろいろなものが流れていますが、これは環境破壊のもとにもなるし、地球温暖化の遠因にもなっていくということだと思います。

私は、そういうことを考えると地産地消こそが、自給率を上げることにつながるし、食文化を促進することにもつながるし、健康にもよいし、環境にもよい。そういうことを、やはり基本理念の大きな柱として考える必要があるのではないかな

と思います。

二点目、実は、これを実行する場合、とかくスローガン倒れになる可能性がある。仏つくつて魂入れずじゃありませんけれども、とりわけ基本法という割合理想論が述べられるんですけれども、基本計画になって、五年目の見直しぐらいになるとだんだんそこが崩れてくるというのがよくある中身だろうと思います。

これは、食料・農業・農村基本計画のところで先ほどもお話ありましたけれども、一つは、安全、安心と言っていたのが、安心を削ってしまった安全だけでいいというような話になりました。この食育基本法にも安全と安心という言葉は出ています。ですから、そういう問題であるとか、あるいは先ほどの生産額ベースの自給率などという、ちよつと普通には考えられないようなことが起こるやうな、こういうことがあります。これらはやはり生産者中心、産業中心の物の発想がそういうものにつながっていくんだと思うんですね。

安全、安心の問題で、安心を取っていいという消費者はほとんどないというふうに思います。あるいは、生産額ベースの自給率ということでメリットがあるのはやはり生産者の側だと思うんですね。そういう点では、今度の食育基本法はそういうごまかしは許されません。なぜならば、国が直接国民、消費者に責任を負うという、そういう今度の食育基本法ですから、生産者側には有利であるけれども消費者側には不利な、そういう物の発想というのは許されないだろうというふうに思います。

そういう点で、今度の食育基本計画ができた後の問題をぜひお考えいただきたい。ここには食育推進会議というものが提起をされているわけですが、私も、私は、これを思い切つて民間のものにして、そして議論を公開制にする。必要ならば、委員を公募して選挙もして、公開制をとれば、いわば食育国会だとかあるいは食育議会とか、それに匹敵するやうな、そんなイメージのもので構成すればごまかしのチェックがきいてくるのではないかな

いだろかな、そんなふうに考えております。

やはり、この食育基本法は、この文面どおり本気にやればかなり大きな価値のあるものだと思えますので、ぜひそういう点で、本当に理想が現実とマッチしていくやうな、そういう仕組みをつくっていただきたい、そんなふうに思っている次第です。

時間ですので、私の方からは以上とさせていただきます。じつとありがとうございました。(拍手)

○松下委員長 ありがとうございます。

以上で各参考人からの意見の開陳は終わりました。

○松下委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西村康徳君。

○西村(康)委員 自由民主党の西村康徳でございます。参考人の皆様、お忙しい中お越しをいただきまして、また貴重な御意見、大変示唆に富んだ御意見をいただきまして、ありがとうございます。時間もございませんので、早速質問に入らせていただきます。

私も、この食育基本法、大賛成でありまして、お三人の参考人の皆さん方、まさしくおっしゃられたさまざまな食に関する問題点が今日日本である中で、それをぜひ国民運動的に展開し、さらに、どこか一つの、国だけがやるあるいは家庭だけがやる、学校だけがやるじゃなくて、法律を読んでいただいたらわかりますけれども、みんなで力を合わせて、それぞれ少しずつ役割分担をしながら、責任を果たしながら運動を推進していこうということになりますので、ぜひこの法律は成立をさせたいと思っております。その役割分担というか、その観点からぜひお伺いをしたいと思います。

まず、服部参考人にお話を伺いたいと思うんですが、家庭が今崩壊してなかなかその役割を果た

していない、むしろ学校でしっかりやるべきだ、これももともとでありますけれども、この法律、繰り返しになりますが、国も責務を果たす、地方自治体も責務を果たす、それから家庭も責務を果たす、学校も果たす、地域も果たす、それから関連する農林水産業の方々あるいは食品業者、それぞれが少しずつ役割分担を果たしていこうということでありまして、これはぜひ家庭でも、あきらめずにぜひ推進をしたいと思うんです。

私も、娘が三人おりますけれども、朝御飯は必ず食べさせる、時間がかかっても食べさせる。それから、夜一緒に食べていまして、きょうは何か食が進まないなといっているいろいろ詰めると、三時か四時に間食でお菓子をたくさん食べたりしている。間食でその分カロリーをとり過ぎて、肝心の栄養をとれないということになるわけでありまして、こんなところで私の家族なりに食育を進めているところであります。

そういう観点から、家庭の食育をもう一回進めるにはどうしたらいいかというところを一点と、もう一点、服部先生に、小学校五年生からの家庭科では遅いというお話もありました。学校でももちろんこれはやっていかなきゃいけないわけですが、これも、この法律の中にも書いてあります、都市と農村の交流、共生、対話を進めようじゃないかということも大きな一つの柱だと思います。

以前から私も主張しておるんですけれども、小学校の夏休みとか早い段階で、私は淡路島が選挙区でありますけれども、都市の、都会の子供たちが淡路島に受け入れて農体験してもらったり、漁業体験してもらったり、あるいは自分たちでつたものを自分で調理して食べたり、そういう体験こそが、自然の営みを含めて物すごく理解が進み、いいんじゃないかと思うのであります。

その二点、家庭での役割、それから都市と農村の交流をもっと進めるべきじゃないか、この二点について御意見をいただければと思います。

○服部参考人 今、西村先生から御質問が出ましたので答えさせていただきます。

家庭のこと、私、先ほど、時間が無いものですが、家庭の現状とか学校のあり方というのをお話しさせていただいたんですけれども、現実的に今、ばらばら食であるとかばっかり食というのが、家庭もそうだけれども、学校でも行われているんですね。

これは、ばっかり食というのは御存じでしょうか。一九七〇年代からなんですけれども、学校の給食で、トレーに例えばハンバーグがあつて、ポテトサラダがあつて、みそ汁があつて、御飯があると、今、まずハンバーグばかり食べるんですね。それで、その後にみそ汁ばかり飲んで、それからポテトサラダばかり食べて、最後に御飯ばかり食べるんです。まるでコースを食べているみたいな。

これは、私、先ほど申しましたように、世界じゅう見ますけれども、家庭料理の中でフランスでさえ、よっぽど気取った家以外はみんな三角食べするわけですよ。というのは、ばっかり、そればかり食べるということはどういうことかというのと、例えば、甘い、酸っぱい、しょっぱい、苦い、辛いというおかずがあつた場合に、しょっぱいおかずを口に入れた場合には、これは辛いですから、御飯であるとかパンを口に入れて中和するわけですよ。この中和すること、甘いおかずを口に入れた場合は、さっぱりした酸っぱいおかずを口に入れて中和する。

この中和というのが、実はメンタルを育てる、いわゆる精神を育てる意味で物すごく重要なんです。というのは、今度は人づき合いがばっかりになっちゃうんですよ。人につき合う場合に、自分の気持ちをそしゃくして相手にソフトに伝えるということができないで、全部ストレート。こういう脳の働き方、それと味覚とそういう日ごろの行動がみんな関連してくる。

ばらばら食というのがあるんですが、これは、たまの土日に親子で団らんを囲むということがこのごろ随分言われてきておりまして、出てまいりました。ところが、お父さんが食べているのがハ

ンバーグで、お母さんが食べているのがスパゲッティで、子供が食べているのがチャーハンなんです。これはまるでファミリーレストランで食事しているようなんです、家庭が。

御承知のように、今、デパ地下グルメその他、非常に簡単に調理済み加工食品が売られておりまして、けれども、チンしてそれぞれが好き勝手なものを食べているわけですよ。ところが、私も子供のことを思い出していた方がいいんですが、八割方は大体共通のものを食べました。これは世界じゅう見ましても、まず八割方共通のものを食べています。

その中で、これをなぜ食べなきゃいけないかというコミュニケーションがそこでできるんです。が、今は好き勝手なもので、親が子供に向かって、あなたは何か食べたいのとオーダーをとっている。こういうことをやっているから、子供自体がわがままになる。こういうわがままを育てる環境というのはたくさんあるわけですよ。ですから、こういったものをきちんと子供のころから育てる親のしつけ、親にこういうものを教えていくこと。

それで、学校の先生がそういうことを知らないから、学校自体もそういうことを平気で給食の時間にやらせている。

はつきり言いますと、先ほど総合的にやっていかなきゃいけない、まさにおっしゃるとおりで、総合的に、教育の面からも、そして国からこれをなぜやらなきゃいけないかというと、市民段階、家庭段階、あらゆる段階でこういう活動をしていかなきゃ、やはり大きな声をかけていただきたいというか、御旗を掲げていただくと、みんながそれに向かって追い風になってわつと行くわけですよ。この勢いが今必要なきなんですから、せっかくこういう市民団体その他がそれぞれに活動し始めたこの段階で、まさにこれを打ち上げていただければ、私も一挙にぎゅつとつながっていくのではないだろうかというふうに思っています。

それと、都市と農村、この体験。私は、実は今、

本も出しているんですけども、北海道から沖縄まで、いろいろな学校をのぞかせていただいています、小学校、中学校。これは新潟の学校なんです、私、NHKで、これは二年ぐらい前、「わくわく授業」というのがあったんです、あれに出させていたんだいんです。

新潟の学校では、自分たちで一年間収穫したものを、二日間使いまして、自分たちのとった、そのいわゆる自給したものだけで過ごすんですよ。では、それはどのくらいあるかといいますと、三百六十五でまず割るわけです。そうすると今度は、クラスが二十人しかいませんから、二十で割るわけです。朝昼晩で割りますと、米が一人当たりたつた五グラムしかないんです。そのほかに、小指ぐらいのジャガイモだったりニンジンだったりするわけですから、では、これをどうやって食べるか。みんなで工夫するんですが、最初はおままごとのように喜んでるわけですが、だんだんお昼ごろになるとおなかがいきてきて、夜になると、本当に嫌いだつたニンジンなんか食べるようになるわけです。

そして、その間に食育の授業を入れております。自給率の問題とか、生産性の問題とか、これからやはり、はしを持ってなきゃいけないというようなもの全部入れましたら、何と、最後にマイクを向けたところ、やはり我々、世界にこんなに苦しく、自給率が低くて食べられない人たちがいるんだつたら、我々もむだを出しちゃいけないというところまで、みんながその体験を感じてくれたんですね。これはむしろ大人にやるべきだと僕は思っているぐらいです。

それとともに、ついでにですけれども、私、今、小児科の先生方といろいろとお話ししているんですけども、今お母さん方に非常に危ないお母さんが出てまいりました。うちの子供、ブルーのおしっこが出ないんですけれども、どうしたらいいんでしょう。ブルーのおしっこって何ですかと。某テレビのコマーシャルでおむつの宣伝があるんですけども、ピーカールのブルーの液をかける

すつとしてみている。それが出来ないとなんか信じている若いお母さんが出てきた。そうしたら横で、もつとすごいのがありますよと先生が言いますから何ですかと言ったら、うちの子供は離乳食、カスタードプリンが大好きです、一日七個食べさせています、それしか上げていないと。

本当にある意味では、子供が三歳までにとおっしゃいましたけれども、現実には、それまでの間にどういう食べさせ方をしたらいいのかわからないこと、もきちつと教えられような、そういう体制づくりをしないと、これからますます世の中おかしくなってくる。今、キレる子供の話も、後ほどあればお話しさせていただきますが、そういうものにもみんなつながってくると思います。

これでお答えになりますでしょうか。済みません。○西村(康)委員 聞いておりますと時間があつたという間にたつてしましますので、できるだけ簡潔にお答えを。ありがとうございます。大変恐縮でありますけれども、十五分しかないものですから、済みません。申しわけありません。

河井参考人にお話を伺いたいと思うんですが、先ほど申しましたように、私も地元は淡路島、明石でありまして、水産業の大変盛んなところでありまして、漁業組合も三十三もあつて、合併もしなきゃいけないんですが。昔に比べて、地元の子供たちでさえ魚を食べるのは減っております。先ほど地産地消というのを非常に強調しておられまして、まさしくそのとおりでありまして、食文化の観点、自給率の観点、さまざまな観点から大変重要なことで、この食育基本法もその観点を十分取り入れて実践していこうということでありまして。

一点だけ、学校給食にもつと地元の産品を入れてはどうかということ、私もいろいろなところで提言したり運動しておるんですけれども、これは先ほど水原参考人が言われていましたように、給食もセンターでまとめてやるものですから、地元の産品を例えば市内の全学校に入れようとする、同じメニューだとその日に集中して、とても

地元からその産品、例えばハウレンソウでもあるいは魚でも、集まらないときがあるということ、これが非常にネックになっているというふうな話も聞くんです。多少その学校によって、センター制じゃなくてメニューを少し変えたりするだけで、少量のものを、多少効率は悪くなるかもしれないけれども、そこそこはまたプラスチック、付加価値もあるわけですから、そんなような取り組みもすべきだと思います。

学校給食について、何かお考えがあればちょっと伺いたいと思います。

○河井参考人 私もそのとおりだと思ってるんです。センター給食だと、品ぞろえとか、本当に同じ大きさのものがいっぱいないんだめだみたいな話がありますけれども、やはり個々の学校で給食の用意をすれば、そういう地産の魚を用意することができるといふふうに思います。

とりわけ、魚介類というのは、足が速いといひましようか、長期保管というのは野菜や穀類に比べて弱いので、したがって、なるべく細かいところでやっていった方がいい。ただ、それにはお金がかかるわけですね。やはりそのお金をどういふふうにしてこの食育に費やすのかというの、これはもう国策になつてくるわけですから、ぜひ、そういった点で、絶対に食育にたくさんのお金を投入できる、そういう発想に立つていただきたい、そんなふうにいるところですね。

○西村(康)委員 ありがとうございます。続いて、水原参考人にお伺いしたいと思います。この法案、食育基本法案について反対のお立場でお話をいただきましたけれども、御指摘のあった安全性の観点も、これは八条に、安全性の情報提供なり、知識と理解を深めるために運動をしていこうということ、国の責務、地方自治体の責務をちゃんと書いてあります。

それから、おっしゃった負担の点、一部のところ、例えば自治体の負担が重くなるんじゃないかというお話もありましたけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、国も責任を果たし、自治

体も責任を果たし、家庭でも責任を果たし、学校でも責任を果たし。確かに、どこか一カ所で全部やれといつたら、お金だけじゃなくて精神的にも、いろいろな意味で大変なコストになると思うんですけれども、今さまざまな問題のある食の問題をみんなで役割分担を、少しずつ負担をしていきながらみんなで取り組んでいこうというのがこの法案であります。

そういう観点から、自給率のこともおっしゃいました、自給率の観点ももちろん取り入れ、あるいは食文化のことも取り入れながら、みんなで問題を考え、運動を展開していこう。これまで、もちろん個別の法律もありますけれども、さらに推進させていく、アクセルになるような、きっかけになるような、起爆剤になるような、そのための法案だと思っておるんですけれども、その点について、みんなで役割分担して少しずつ進めていこう、この考えについて少し御意見をいただければと思います。

○水原参考人 食の安全、それから食育といひますのは、私もこれは消費者の権利だと思っております。権利、義務ではありません。それを、今回の食育基本法では義務的な形でもって位置づけられているんじゃないかと私は思っています。そこが一番問題だと思ひます。

ですから、みんなやるといふことはいいんですが、みんなやるといふことでもって責任が非常に分散化してしまつて、だれがやっているかわからないみたい。本当のことを言ひまして、この法案を読みましたときに一番感じたのはそこなんです。

ですから、やはり食の安全を守るとは国の責任である、そのことで食育基本法もできていくわけですね。それが、今いろいろリスク評価が食品安全委員会で行われていますけれども、BSEに関しましてのことは、今回の経過は御存じですけれども、私も、傍聴して、本当にあそこでもって国民の安全が守られていくのかと非常に危惧を持っています。

だから、そういう意味で、私はやはり国が責任を持つということは絶対必要だと思います。責務、責務ということが、すべてにおいて国民に負担が起きるといふことは、これは私は絶対反対です。権利なんです。国民には求める権利がある。そこなんです。権利といふことが日本の法案の中には明記されません。この前の消費者基本法の中で、初めて権利といふことが出てきましたけれども。

ですから、そういう意味で、負担をみんなに分散するといふことについては、私は問題があるといふふうにご考えております。

○西村(康)委員 三人の参考人の皆さん方、ありがとうございます。若干、考え方の違いとか、国民はもちろん権利を持っておりますし、一方で、子供たちを育てる責務なり地域社会で果たす責務もあると思っておりますので、もう少し議論をしたいところでありますけれども、時間となりましたので質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○松下委員長 次は、太田昭宏君。

○太田委員 きょうは、三人の先生方、大変ありがとうございます。

今のお話からいきますと、私は、法律というものは、基本的な構造は、国、行政というものに対して、これを縛る、国民の権利を守る体系というものがある。あるいは法律というものの基本でなくちゃならぬといふふうに思います。ですから、この法律というものは、あくまでそうした前提に立つてやるということが非常に大事なことでありうといふふうに私は思ひます。

その上で、せっかくさつき服部先生からお話があったんですが、私は質問しようと思つておりました。ばっかり食べといふことの現象は、私のうちでも、三人子供がいて、同じ習慣、同じように朝御飯もしつかりといふことをやっているわけですが、三番目の子が、はつと気がつくといふくらい食べにちよつとなつていふ。最後にお米とノリでさつと食ふといふような形になつていふわ

けです。

このばかり食べというものは、これは、町中とか給食とかいうようなことの中で起きてきているものなのか、そこに家庭のあり方というものが影響するものなのか。さつきは中和ということの中で大きな味覚の変化であるとかあるいは友達つき合いの変化があるというところはありますが、その辺は、簡単に結構ですが、いかがなものでしょうか。

また、これをやめた方がいいというような運動というものは、この基本法の中には当然書いてありませんが、何らかの形で言うということをもっと強くやる必要があると考えているかどうかということについて、簡単に結構です。

○服部参考人 私は、ばかり食べというのは、今、現場で指導するように図っております。

というのは、どういう指導かというと、やはりこれはおやめになられた方がいいと。何でもストリートに食べる。辛いものでも平気で食べるようになるんですね。甘いものでも平気で食べる。コーンスという組み方で最初からできていけばそれほど、ばかり食べをしたとしてもいいんですけれども、おかずがいろいろあつて、御飯までついている部分であれば、やはりこれを中和して三角食べをすべきであろうということ。

それから、先ほどのように、メンタルにまで影響すること実はございます。では今のぐらいいかという、本当にすべてばかり食べなのは、小学校では一五、六%です。しかし、半分ぐらいいがばかりで、途中で気がついて何かを食べ始めるとい子が残る七〇%ぐらいなんです。

ですから、まだまだなんですけれども、家庭の方でも、父兄の方と御一緒に、何が悪いんですか、好きなものを食べさせればいいじゃないですか、こういう御父兄が多いんです。先生もそうです、好きなものを食べさせたいでしょうと。ところが、先ほどのように、メンタルな面までというの裏づけをとっていますから、こういうもの

のまで含めてやはり我々は考えていくべきであろう。やはりぜひ、御三女の方ですか、御一緒に同じものを食べられるような方向というのがよろしいのじゃないかと思ひます。

○太田委員 教育ということについては、いろいろな切り口がありまして、百人は百人の教育論を持ちます。しかし、私は、例えば一つの大きな切り口として、今の教育ということについては、家庭の教育力が低下している、地域の教育力が低下している、学校の教育力が低下している、この教育力をどう上げるかということが大事だというわけですね。

その中で、例えば学力低下という問題で今盛んに話題になっているわけですが、結局、今の子供たちは、土曜日がどうだとかゆとり教育がどうだという以前に、睡眠不足である。勉強というの、テレビを見る時間が長い、そしてゲームをする時間が長い、夜はお互いにメールを送っている、学校は睡眠不足、学力が低下する。こういうことで、広島先生の、早寝早起き朝御飯、こういう標語で学校で一生懸命やる。そうすると、それが家庭にどう影響を与えるか。こう言う、やはり学力を向上したいと子供は思うから、家に帰って、そういうことを努力しようとして、お母さん、お父さんにそういうことを言うということ、早寝早起き朝御飯というように大変、学力も現実

に上がってきているという話があります。私は、服部先生が三つの柱というのをおっしゃったわけですが、できるだけ、世論形成に大きな役割を果たしている三人の先生方が、早寝早起き朝御飯とかいうようなわかりやすい標語というふうなものをやるということが実は啓蒙の突破口になるのではないかと思います、先生、いかがですか。

○服部参考人 まさに先生おっしゃるとおりだと思います。それで、実は、テレビとか、あとゲームをやっている子供たちがふえました。今公園を皆さんごらんになられて、どう思いますか。子供たちは遊

んでいますか。公園にいるのは、ジョギングしているか、ベンチに座ってうらぶれたコートを着ているおじさんか、段ボールの中に入っている浮浪者とかそういう人たちだと思ふんですね。子供たちは遊んでないですよ。また親も、危険だから遊ぶんじゃない、こう言っているわけですね。では、だれと遊ぶか、同級生なんです。同級生もしくははゲームなんですね。

ところが、我々が子供のころを覚えていらっしやいますか。近所の子が、幸應ちゃん、遊びましようと言つて僕を誘いに来てくれましたけれど、年齢差のある人たちと遊んだんです。これは群れ遊びというんですが、そこで近所の子たちと公園を使つたり、いろいろして遊んだんです。そのときにもし問題が出たら、上級生が中にいまして、仕切ってくれるんですね、お姉さん役、お兄さん役が。

こういうような体験を十歳までに経験しないと、実は、人間は大人になるまで、仕切るとか、その中でお姉さん役、お兄さん役を知らないまま育つんですよ。こういうような問題がたくさんあります。ですから、これは行政の問題もあると思います。公園を使わせるような方向に持っていくという、地域社会のこういったものがある。

それと、規範意識の調査というのを私、二十カ国に対してやらせていただきました。先生を尊敬しますかとか親を尊敬しますか。僕はびっくりしたんですけれども、中国ではかりましたら八〇・三%ありました、これは高校生対象です。そうして、アメリカではかりましたら八二・二%ありました。EUで平均を出しましたら八二・七、韓国が八四・九です。そして日本は何と五〇を切りました。二二でした。

僕ははつきり言いますけれども、五人のうちの四人までが先生を尊敬していない、こんな国はないです。なぜこういうことになったか。実は、最終的には、学校と家庭、これがうまく連携されていない。家庭は八歳までに実はしつけ終わらなきゃい

ないであろうというのが、今、大方、世界の目標です。なぜかという、向こうは手をたいたたりおしりをたいたたりするのが、日本の親は、頭たたくわびんた張るわ、けりまで入れるんですね。しかし、それも、八歳までにしつけをするというのは非常に重要な要件なんです。それで、後、八歳以降はたかない、ちゃんとしたしつけをしているお宅はそうなんです。それはなぜか。

十二になって、十五になって、十六になってたきますと、後から復讐されるんです。寝ている間にバットでたたかれたりするわけですよ。こういうようなことの環境を我々はもつとつくらないといけないのに、今、親が子供をしつける、そういう資格が果たしてあるんだらうか。八歳までにそういう環境をつくっていただきたい。それが先ほどのばかり食であるとかいろいろなものにも派生していつていって私は思っております。

○太田委員 その親が、食が一体どうなっているかという現状自体がなかなかわからない。そこで、服部先生のおっしゃる安全なものという中の選食、選ぶという問題が起きてくる。

三人の先生に共通する問題意識は同じ。水原先生は、今の法律があるからそれでできるじゃないかということ、国民に義務を課す、そういうことを問題にされる。そこは結局、この基本法をつ

くった、その後どういう展開をするかということ、先ほどはお話も河井先生の方からもあつたわけですが、その辺の選食という、安全なものという情報をどういうふう国民の皆様に正確に、しかも何か恣意的な基準ではなくて、そういう仕組みづくりというものは一体どうすればいいのかということについて、服部先生と河井先生にお聞きしたいと思います。

○服部参考人 選食能力というのは、地域の食、先ほど地産地消もございましたけれども、各学校で、これはヨーロッパもそうです、今まで行われてきているのは、そういう習慣の日をつくるというふうなことをしまして、地域の食材を持ち出してまして地域の伝統食というものを食べさせたり、

いろいろするわけですが、そのほかに、どんなものが安全か危険か、食選びを教えてあげる授業がやはり必要なんです。

これははっきり言いますけれども、やはり学校というシステムをきちっと使って教えない限りは、みんなばらばらになるんです。ぜひ、まず小学校、中学校、そしてその後はまた大学、短大に向かうためのいろいろな授業があるでしょうから、まずベースをつくる、そして親御さんにもこれをきちっと教える、こういう体制づくりというのが必要じゃないかなと私は思っております。

○河井参考人 言われることはよくわかるんですが、今全体にこの食問題で大事なものは、個人あるいは家庭の努力よりも、国あるいは公、地方公共団体もそうだけれども、そこがどういう姿勢をとるのかというのが大事だと私は思うんですね。

ほとんど個々人のあれでは、情報というのはばかばかに置かれる場合が多いわけですが、情報をやはり、広い意味では公開するということになるんですけれども、もっと公開することに自由にならないと、なるべく物を隠そうよという今の風潮といましようか、それをどうやって払拭するのかというのが本当に安全性を求める側としては重要だなというふうに常々考えているところです。本当にそれは国の責任であり、地方公共団体の責任だろうと思います。

国民はそれを公にしろという運動はもちろんやるとして、そのところが基本的に知らしむべからず、よらしむべしみたいな風潮の中では解決をしないんじゃないかな、そんなふうに考えております。

○太田委員 健康法でも、毎日テレビで報道されて、テレビ見て毎日変わる健康法なんという歌が詠まれたりするような、そういうことです。

今河井先生のおっしゃったように、そこで、国としてそういうことに真剣に取り組む、しかしそこは公開制のもので、秘密で何か数値を操作する

みたいなことがあつてはならないよということであるわけですが、その辺の、一般の方に対してしっかりしたのと言えものをやる作業、実際難しいと思いますが、そういう啓蒙ということと基準をつくるということのかかわり方について、何か消費者の側として感じていることがあつたら、水原先生、最後にお答えください。

○水原参考人 基準づくりといいますが、どういふ基準もさまざまありますよね。今、国が基準を、残留農薬とかさまざま、いろいろな食品の安全基準をつくり出すときには、審議会をつくりまして、その審議会でもって大体つくっていきまします。その審議会には確かに消費者代表も入っておりますけれども、それは学者先生方の中にたった一人入りましてその発言力たるや本当に微々たるもので、影響力を持たないような状況の中でつくられていくわけなんです。

だから、私たちが満足するような形の基準にはなかなかならないということが問題として一つあると思います。その点を、どういふふうになに市民参加でそういう食品の安全基準をつくるかということとは非常に大きな課題だといふふうに思っております。それは食品安全委員会を毎回傍聴していても感じることなんです。

そういうふうなことで、私は、基準づくりといひますのは、国がもうちよつと、本当の基準をどうやってつくるかということ、むしろ私たちの声をどうやってくみ上げるかということ。日本では、NGOとか消費者団体の声がなかなか反映されないんですよ。ヨーロッパは非常に反映されます。私たちの提起したものがよければ、それは消費者政策だけではなく環境政策でもどんどんくみ上げてやっていくわけですよ。そういう姿勢を私は国に求めたいと思います。

○太田委員 ありがとうございます。終わります。

○松山下委員長 次に、小宮山洋子君。

○小宮山(洋)委員 民主党の小宮山洋子でございます。

三人の参考人の皆様、きょうは、それぞれの考えを伺わせていただきまして、大変ありがとうございます。

私も民主党は、皆様もおっしゃったような、今の食の現状についてのさまざまな危機的な状況については認識を同じくいたしますけれども、このように形で、食育基本法、憲法の次に来る、非常にこれは重みのあるものですけれども、基本法という形で、個々人の選択、自由の領域である食のことに決めるということには反対をしております。そうした立場から皆様方に伺いたいと思っております。

それぞれ、今、学校での教育については文部科学省がさまざまな取り組みをしておりますし、食の安全のことについては内閣府が責任を持ってやっている、そして自給率とか地産地消のことは農水省がやっている、そういうことをそれぞれ推進すればいいのではないかと考え方に立っております。

まず水原参考人に伺いたいと思いますけれども、多分、水原参考人がおっしゃったことは、今私が申し上げた立場と一番共通するお考えをお持ちかと思ひます。

先ほどちよつとおっしゃいましたけれども、食については国民は義務をかけられるのではなくて権利があるのだと言われたあたりをもう少し伺いたいと思うことと、それから、既存の法律の中で実践の障害を取り除けいとおっしゃいました。が、どんなことが障害であつて、食育現場の状況が反映されていまいというふうに言われましたが、どういふことが反映されていまいのか、そのあたりのことをもう少し詳しくお話しただけでしようか。

○水原参考人 お答えします。

私もが権利と言ひますのは、これは、食といふものは個々人の本当に基本的な権利なんです。ね。そういうことから発するものなんですけれども、そこに、確かに権利義務といつて裏腹に義務といふこともあることは事実なんです。ですから

ども、こういう法でもって規定するときには、やはり私たちは、国民は権利があるということを明確にしなければ、一等最初の説明のときに申し上げましたけれども、国の行政の責任と、それから国民が本当に個々の責任でもって、確かに責任もありますけれども、やらなきゃいけないことが混同されて、国の責任が非常にあいまいになつてしまふということが発生すると思うわけです。

私たちは、食の安全を求める権利があるということは、これはもうずっと前から言っているわけですね。最近の、いろいろな基本法ができておりますけれども、そこには、大抵、国の責務から始まりまして、地方自治体とか業者とか、それから最後に国民の責務ということが書かれますけれども、責務といふことを言うのであれば、そこにやはり明確に権利があるということ、それから国にはちゃんとした、それを完全に施行する責任があるといふことを明確にした上でのことではないかといふふうに思うわけです。

それからもう一つ、障害があると申し上げましたのは、先ほどちよつと申し上げましたけれども、食育といふのを今ずっと一歩実践してきたのは、私は学校給食の現場ではないかと思うわけですね。

学校給食法がつくられてまして、それでいろいろと長い歴史を持っておりましても、一九八五年に文部省通達でもって「学校給食業務の運営の合理化について」というのが出されました。

そこでもって、先ほどからちよつと出ましたけれども、センター方式とか民間委託とか、そういうものがどんどんと推進されて、それは合理化なんです。要するに、食の完全な実施、学校給食の本当に子供のための実施ではなくて、合理化のためにいかに予算を削るかという方向に持たれてきた、そこが私は学校給食法がめられてきた元凶であると思ひます。

ですから、学校給食の中で、先ほどからいろいろ出ております問題、はしの持ち方とか三角食べとか、そういうことはじつくりと教育していけば

できたはずなんです。

今の子供たちの親の世代のことが先ほどから問題になっておりますけれども、親の世代というのは、確かにずっと戦後のそういう教育を受けてきた方々なんです。そういう中で、では、本当に学校の給食の場でそういうじつくりとした食の教育を受けてきたかというところ、そうではないと思うわけなんです。だから、それが今親の世代になって、子供にきているということがあるわけです。ですから、学校給食の場でそういうふうによれなような方向へ文部省の方向が来てしまったということが一つ。

それからもう一つは、家庭と学校との連携のことが言われますけれども、やはり家庭の、今の親たちの現状、それをちゃんと見据えなければ、確かにこの基本法に盛り込まれている方向はやるべきことだと思えますけれども、それができない状況だったからこそ、今の親の状況とかそれから今の子供の状況になつていっていると思うんです。だって、それをどうするかということ抜きにしては、基本法をつくってもそれは実現しないということ、私は先ほどから言っているわけなんです。

地産地消ということもあります。すべてのことにおいて、本当に農家の人も頑張つてやっているわけです。私はあちこちに行きますけれども、地方自治体でもって、地産地消で学校給食の場にほとんどと食材を提供しているところはたくさんあるわけですよ、皆さん御存じだと思いますけれども。

岩手県は、東京が食材の提供率が1%しかないんです。では、その東京の子供たちに自分たちの食材を提供しようということで、岩手県の農家の人たちは、世田谷の小学校なんかと一緒に提携して、サケとか農産物とかキノコとかシイタケとか、そういうものを持ってきて、自分も来て、子供と一緒に学校給食の場で食べて食育をやっているわけなんです。

そういうことをやるのは、先ほどから言っ

いますように、今は栄養士です、栄養士が一生懸命取り組んでいる人がいるからなんです。その栄養士は、今全国に配置されていないわけですから、非常にそういう欠陥があるということが障害になっているということを言っているわけです。

私は一つの、長くなりますけれども、世田谷にあります北沢小学校、下北沢の北沢小学校に、この前学校給食を食べに行きました。岩手の食材が来ているわけなんです。非常においしい食材で、サケとかキノコとか小芋とか、いろいろなものがおつゆとまぜ御飯になっていました。子供たちは、その日は、きょうは岩手の御飯だねと、味がわかるそうです。きょうは岩手の御飯だねと言つて喜んで食べているというんですね。本当に食べておいしかったんですよ。そういうことがやられて

いる。それから、その学校では食堂も、学校の子供の数が減つていまして空き教室が今ふえています、ちゃんと食堂に改造しております。そこで、子供たちが、毎日ではできませんけれども、交代でテーブルを囲んで、食堂でもって御飯を食べている。そこでもって、ちゃんとしたマナーを学びながら先生と一緒にやっているわけです。

今、そこに幾らか予算をつぎ込んでそういうことをやり、栄養教諭の制度ができましたので、栄養士を置いて、そういうことをやれば、私はできなくはないと思うんです。それこそ、今地域の人もそこに参加していますし、親たちもそこに参加しています。それから、地域の農家の人も、県内だけではなくて遠いところの農家の人も参加してきている、そういうシステムが今本当に努力してきています。それは事実なんです。

私はこの前鳥取県にも行きましたけれども、鳥取県だつて、食材は、あそこでは四七%、県内の食糧を自分たちの学校給食に提供しているところまで持ってきたわけですよ。この資料の中にも、各県の食材の提供率が書いてあります。これを見ますと、かなりのところまでいっているわけ

なんです。

だから、私は、そういうことをやるような方向に持っていけば、できることはない。それ以上に、その上に基本法をつくつて、皆さん、現場の負担がどれだけかというのはおわかりにならないかと思ひますけれども、細々した書類をつくらたり報告したりまとめたりとか、そういうことが全部現場にかかってくるわけですよ。私は、その暇に、一人の子供と一人の親と一人の先生と一緒にあって、どういふふうになる、食べ方を考えるということをやった方がいいというふうに考えております。

○小宮山(洋)委員 服部参考人に伺いたいと思いますが、問題意識というのはみんな余り変わらないと思ひつていられるんですね。ただ、この基本法をつくるということによって、おっしゃったような、先生方も四七%がはしを持っていないという現状の中で、環境づくりが、基本法をつくつただけでできるとは思つていらつしやらないと思ひますけれども、そういうことができるのかどうか。

学校と家庭の連携がとれていないというお話もされました。そういう中で、この基本法をつくることによってどんな効果があるというふうに、実際の効果はどのようにあるとお考えになってい

ますか。○服部参考人 今、水原さんもお答えされている中に、ちよつとタブの部分があるんですけども、私は、各都道府県、市町村、いろいろな活動をされていまして、市民段階でも今されておりますけれども、もちろん学校も、一部、はしの持ち方を始めたところもあります。まだまだです。あと、栄養教諭の問題、ことしからスタートいたしました。ですけれども、これはまだ義務じゃございませんで、一部しかやられておりません。

私は、市民団体でも、料理学校の先生方というのはお母さん役を務めるのに非常に、たくさんまだおられるんですけども、そういう人たちが使えばいいのに、なぜ使わないんだろうと。実は、彼らはそのことで動き始めましたけれども、

国から、ひとつみんなやろうじゃないかという、裏づけである予算がつかどうかは別なんですけれども、何か国民がそのことによって注目して、やはり食の問題に関心を持つということが一番重要じゃないかと私は思ひつています。

先ほど、今までのいろいろな関心を持ってきた市民活動がある、あるけれども、その中で、はしを持っていないとかいろいろな問題が生じてきた。それは、だから今さら基本法をつくることはおかしいというんじゃないかと、むしろ、そういうことが現実に行われてきたのであるからこそ、これから法律という部分をきちつと立てて、そしてその中で、やはり、今だつたら厚生労働省、文部科学省、農水省の三省のお力、もちろんほかの省庁も関係ありますけれども、一体になつて有機的にこれが動いてくれるような活動というのが必要なんじゃないかということ。

それと、法律的な問題を言われていましたけれども、法律で縛られるというんですけれども、これから食育基本法ができたときに国民会議ができるというふうに向つていきますから、そこで十分討議して、これをどういふふうに進めていくかということを今後やっていくのが大事なんじゃないかと私は思ひつております。

○小宮山(洋)委員 河井参考人に伺いたいと思いますが、先ほど、基本理念が六つも七つも並列されていて、どこかにポイントをと、私もそのとおりだと思ひます。ここで基本理念がはつきりしていない、欲張つてということ、これは水原参考人もおっしゃいましたけれども、余りに欲張つていろいろなものが並んでいるものから、この後の方の条文で、国民とあるいは企業とかいろいろな責務というか推進すべき活動をしろと言われているんですが、何をやるのかというのがよくわからないという非常に雑多な法律になっているんじゃないかと思ひます。

それで、河井参考人は、その中で自給率のところが最大のポイントだというふうにおっしゃいま

選ばれますでしょうか。

○服部参考人 私、今、代替医療の時代に入ってきているんだらうと思います。というのは、西洋医学と東洋、それ以外のやはり気の問題ですね。気持ちによって大病病気というのはどうも起こってきたり治ったりしますね。そういった部分を加味したもの、これは今欧米が相当進んでいますが、日本の医療の中ではまだ一握りしか行われていない、西洋医学信奉です。そういう方向には今なりつつあると私は眺めております。

○藤田(幸)委員 私も大賛成でございます。

ちなみに、服部参考人のこのパンフレット、大変よく書かれていて、さっと読んだだけで、一番最初の「食育の大切さ」というところで、「食」という字は「人」に「良」と書きます。つまり、人を良くすることを育むことが「食育」です。」と。

つまり、食べるという字は人を良くすることになっていくんですが、今、その人を良くする食べるという字が、人を良くしないふうになってきたということが今回の食育問題の根本だろうと思うんです。

では、なぜその食べるという字が人を良くしなくなってきたかという、私が思いついたのは、心を亡ぼすという字でございます。心を亡ぼすという字を漢字で書きますと、忙しいと書きます。りっしんべんに亡ぼすと書いて心を亡ぼす。

つまり、今問題になっておりますこの生活習慣病、それから食育が侵されて、今、いろいろな現象面について、それからこういう現象に対して対応すべき必要性については、お三人の参考人の方々も、この委員会に参加をしておられる皆さんも、全員一致しているわけですが、では、それについてどう対応しようかという方法論について立場が違っているわけです。

私は、この生活習慣病を起している一番大きな原因が、やはり、この忙しさ、心を亡ぼす。忙しさというものがなぜできてきているかという、これは、生活習慣病というのは、個人が、委

員長も私も服部参考人も、私自身が生活習慣をみずから発明してつくったんじゃないんですね。別に逃げるつもりで申すわけじゃありませんが、やはり先ほど来出ております通勤時間の問題とか、それから雇用の関係の問題とか、なかなか実際の有給休暇もとらない、習慣とかでとれないとか、これは個人の生活習慣ではなくて、私なりに申し上げますと、管理社会習慣病といいますか、生活習慣というよりも社会の習慣なんだろうと思うんです。

したがって、人を良くする食べるという字を否定してしまつた忙しさ、心を亡ぼすということとは、個人が心を結果的に亡ぼしておるわけですが、社会全体が、特に日本の場合には管理社会全体が、その忙しさをつくつてしまつていく。

そうしますと、服部参考人に代替医療のことまでおっしゃっていただいたそのお答えに私も賛同しておりますけれども、その観点からいたしますと、やはり今回のいろいろな孤食の問題とか出ておりますけれども、いわゆる管理社会生活病の根本の原因を除去していく、そのための総合的な努力が必要ではないか。その観点から考えた場合のいわゆる基本法というアプローチの仕方が最も妥当であるかという観点が私には必要ではないかというふうに思っております。

そうしますと、先ほど来の質問に出ておりますけれども、ちよつと逆の現象から申し上げます。

先ほど、太田昭宏議員の質問の中で、早寝早起き朝御飯という話が出ました。実は約一カ月前でございしますが、東京都の足立区に入谷小学校というところがありまして、非常に成績が悪いんです。それで、その校長先生とかが工夫をして、朝御飯を小学校で出す活動を始めました。それで、非常に成績が上がったというのをNHKの総合テレビでやっておりました。これは、地域が非常に貧しい、所得の低い地域があるので、朝飯を食べないで来る生徒がいるので、朝御飯を出すことによつて成績が上がったという事例なんです。私は、こういったイニシアチブ、いろいろな面

で、いわば親の忙しさ、あるいは管理社会の生活病による、習慣病によるものを変えたいいろいろなイニシアチブがいろいろな形で出ていく環境が必要だろと思うんですけれども、例えば、逆にこの基本法ができて、上からいいますか、いろいろな形で出てきますと、多分、校長先生はなかなかそういったイニシアチブが自由にできないんじゃないかという気もするんですが、水原参考人、その辺いかがでしょうか。

つまり、基本法というやり方と、先ほど来おっしゃっておられる民間の方とか個人の方がいろいろやられているイニシアチブが結果的に逆効果になつてしまう面もあるのではないかという気もいたしましたので、御質問したいと思ひます。水原参考人にお願ひいたします。

○水原参考人 私は、先ほどから申し上げておりますように、今、管理社会生活習慣病とおっしゃいましたけれども、そのほかにもいろいろと問題は、子供自身の健康状態の問題とか、それから、今の子供たちが乳児のときから反応を示さないというところも出てきているわけですね。それはなぜかという、今おっしゃつたような母親が忙しくて子供をじっくりだつて語りかけないということもあつて、それは都会の子供だけではなくて、実はデータがありますけれども、青森県の非常に農村地帯でもそういう子供たちがふえているというデータは出てきているわけなんです。だから、そういうことで、今の大人の世界の忙しさが子供の世界にも非常に大きな影響を与えているということがあるわけです。

そういうことを今回の食育基本法の中でどういうふうには正していくのかということについては、私は先ほどから、この食育基本法というのは余りにもそういうところの根本的な問題に触れないまま本当にたくさんの方を網羅して書かれておりますけれども、実際にはそれが実現しないのではないかとこのことを申し上げておまして、私は余り期待できないというふうに思っております。

○藤田(幸)委員 そこで、今事例を入れてしまいました。済みません、服部参考人、そんなわけで、問題の根っこに対応する、先ほど代替医療のお話もされましたが、現象ではなくて、ですから、今回の食育基本法で取り扱われている、事例として挙がっているものは、対症療法、現象なんです。対応しなければいけない現象はみんな一致しているんです。その現象をどう治療していくか、根本原因をどう直していくかという観点からして、私はたまたま思いつきで管理社会型生活習慣病というように申し上げましたけれども、そういったものに対応する際に、先ほど小宮山委員の方から十二個目の基本法というように話もありましたが、こういう手法でやるのが本当に根っここの問題の対応にどの程度効果があるのかということについて、お答えいただければと思います。

○服部参考人 人に良いと書いて食と読ませておりますけれども、私、もう今は、食という字を変えた方がいいんじゃないか、人に悪いと書いた方がいいんじゃないかという時代に来ていると思つていいます。ですから、「人を良くすること」を育む、そういったことを今実践しなければいけないということ、食育が生まれているんだらうと私は思っているんです。

先ほど御質問の中に、校長が理解していけば、いろいろほかのことが、まだやらなきゃいけないことがあるんじゃないかというお話もされていましたけれども、大体校長が理解していませんから。いろいろと校長先生方とお話をするんですが、食のことに限ってはほうつてあります。本当に一部の方ですね、関心を持ち始めたのは、やはり、学校教育を行うのが、しつてまで含めて物を見ていかなければいけないところに欠落があると私は思っています。

それで、実は、学習指導要領というのがありますが、けれども、この中に、僕は、食育の時間を入れるべきだろと、そこで進めていかない限りまずいわけですから。

これは学校基本法にも関連が出てくるんだと思いますが、その辺の連携の中で、私はやはり、食育基本法というものを自分自身も我々の知恵で使っていくかというのを次の段階で議論させていただくということが非常に必要になってくること、代替医療その他、今、御承知のように三十二兆円です、医療費が。毎年一兆円ずつ上がってきているんですが、このままいくと、二〇二五年には六十九兆円ということになる。やはりこれは、食生活自体をコントロールしていくというか、一人一人国民がわかるようにしていく必要があるんじゃないか、そのためには組織を使ってやるべきだろう。そのためには、この基本法というのは非常に必要だと私は思っております。

○藤田(幸)委員 その際に、先ほど来私は、その原因といわゆる症状の関係についてずっと申し上げてきているわけですが、現象面については皆さん認識の一致があるわけです。そうすると、原因との関係、多分忙しくてしまっている社会環境があるわけです。

一方、最近の新聞でも、百ぐらいの企業が例えば子育て支援、つまり男の社員も育児休暇を長く、スウェーデンの場合でしたら、夫婦で一年間とれるとか、それから子供二人目、三人目になると、かなりの多額のボーナスといいますか報奨金が出てきたりとか、そういう子育て支援のような企業も出てきておりますけれども、例えば、有給休暇の消化の問題とか、子育て支援とか産休とか、あるいは都市環境の職住接近を可能にするような問題とか、つまり、今回のその症状を、人に悪くしてしまっているという、食べる人が人を悪くしてしまっているというふうにしてしまった問題に対応するようないくつかの基本的な法律でございまして、かつ、省庁横断的な法律でございまして、むしろそういったことも提案をするということ。

それからもう一つは、やはりインセンティブが必要だろと思うんですね。こういうことをすることによって、例えば食に関心を持つ、あるいはお父さんがより育児に取り組むとか、むしろ、そ

ういうインセンティブも含めた、いわゆる原因に関する対応も本来は盛り込むべきではないかとも思いますが、服部参考人、いかがでしょうか。

○服部参考人 個人的には、盛り込んでいただきたいのはまだたくさんあります。今先生がおっしゃられたようなインセンティブな部分もありまして、ですから私は、これはその次の、いわゆる国民会議というんでしょうか、それに期待しているんです。実は、そこで言わせていただける機会があったら言わせていただきたい。

きょう、こちらに皆さん参考人の方がいらしてありますけれども、それぞれ、やはり、これが完璧ということではないと私は思います。完璧というのはなかなかできませんので、いろいろ網羅されておりますが、その中で、我々は、一番必要なものから順位をつけていって、やはりやっていく場合に、こういうものがあればみんなの機運が上がるという、そのきっかけをつくっていただくために、この食育基本法というのは非常に重要な意味があるのではないかと考えております。

○藤田(幸)委員 河井参考人にお伺いしたいと思っております。

地産地消の問題とか自給率の問題とかおっしゃってられますけれども、例えば、今、いわゆる平均寿命が低い国々、あるいは疾病が多い国々、貧困が多い国々、平均寿命も、三十五歳などという国もございまして。これはほとんど途上国に多いんですが、自給自足で地産地消で、ここで言われているようなことは全部満たしているんですけれども、逆の現象が出ています。

今回の食育に関して、これはもちろん言わずもがなで、実質的には先進国の中での話になっていくんだらうと思っておりますけれども、やはり私は、これは貧困がロンドン・サミットのテーマでもございまして、それから、いわゆる残飯が多いという点も、これまた逆の、世界の中でそういう途上国あるいは最貧国がふえている、そういう観点からの自給率の問題、あるいは地産地消の問題という点を考えますと、ここでおっしゃっている

ことと全く逆のことがあるので、そういったことも考えながらこの問題についても考えていくべきではないかと思っておりますけれども、河井参考人、いかがでございますでしょうか。

○河井参考人 例えば、魚の問題で一つ例を挙げますと、今、日本は百五、六十カ国ぐらいから魚を輸入しているんですね。そうすると、もう当然、途上国からどんどん輸入をしております。一方で、それは外貨獲得になるのではないかと、議論がありますけれども、現地に行ってみますと、結局日本が高値で買うので、相場が高くなつてしまつて、地元の人たちは食べられないというんです。その国の人たちが飢餓に瀕している、そういう矛盾を今、日本は持っているわけですね。ですから、日本としては、先進国ですから、経済大国ですから、少なくとも飢餓の国の人たちの食糧を取り上げるような、そういうことはしない方がいいのではないかと。これはやはり、自給率の問題の一つの大きな意味ではないのかというふうに考えています。

○藤田(幸)委員 済みません。先ほど名前を間違えて恐縮でございますが、水原参考人に申し上げます。

結論として、この基本法にかわつて、やはり管理社会全体の問題に対する取り組み、その根っこは問題に対する取り組みを、基本法で盛り込まれている以上の大きな国民運動にしていっていただくように思っておりますけれども、いわゆる運動論的に、例えば、企業に対しても、あるいは行政に対しても、いろいろな省庁に対しても、いろいろな運動の働きかけ、そして、いわゆる一般の民間の方々が、むしろ、ひるまず、より積極的に、よりその気になって動けるような環境づくりが必要ではないかと思っておりますが、そういうことについて、御提案なり御意見があればお伺いしたいと思っております。

○水原参考人 今、私も先ほどから部分的に申し上げましたけれども、やっているんですね。皆さん、いろいろな障害があるのを乗り越えて一生懸命やっています。それを国民的な運動にするというところになりますと、私は、食の問題は、こうすべきという、管理するものじゃないと思うんですよ。それがまず一つです。

ですから、もしも、だけれども今の状況をみんなが共有して今後どうするかということに入るのであれば、何かそういう検討する場を、生産者、消費者、市民、いろいろな立場の人たちが集まって、では、今のこの状況をどういうふうにするか、この食育という点に関して、打開するためにはどうしたらいいかという検討の場をまず持つて、そこでもって、一遍、現状分析、どうするかという話を話し合える場を持つたらいと思いたす。それも、急がなくていいんだと思うんです。一年、二年じっくりかけてやっていったらいいと思います。

そういうことを、本当にみんなが、市民とかそういう一般の人々の声を何とかいろいろな形でもって吸い上げて、そこで何か一つの方向を見つけていくという努力が私は行われたらいいのではないかと今度ふに考えています。

○藤田(幸)委員 ありがとうございます。

今御提案をいただきました場づくりについては、服部参考人、河井参考人も含めて、ぜひ共通の努力として、そういった努力をしていただきたいというところをお願い申し上げます。それから、この委員会の中で出席者が大分減つてしまったということは参考人の方々に対して大変失礼なことになったというところを、大変遺憾でございますけれども、私が申し上げるのもなんですけれども、おわびを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○松下委員長 委員長からも注意申し上げますが、与党の理事さんに、きちっと委員の確保と、着席して参考人の質疑、やりとりを聞くように、委員長から厳しく注意します。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。(発言する者あり)

○松下委員長 静粛にお願いします。

○吉井委員 きょうは、三人の参考人の皆さんには……（発言する者あり）

○松下委員長 静粛に。

○吉井委員 きょうは、お忙しいところ、大変貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

それで、今もお話がありましたように、委員長、やはり、せっかく参考人の方に来ていただいてお話を伺っているときです。そして、何よりも、提案会派の皆さんが一番熱心に、一番熱心と言ったら表現がおかしいかもしれませんが、我々提案会派でない者とともに、やはり提案している会派の方がきちんと出席をして、御意見も伺って、そして法律をつくり上げるという、この立場に立たないと、本当に軽いものになってしまいますから、この点、まず冒頭に、改めて委員長の方から注意をしていただきたいと思っています。

○松下委員長 委員長も全く同感でございますので、与党の理事、委員にしっかりとこの前で注意します。しっかりとしてください。

○吉井委員 それで、私は、この食育基本法の理念については、これはいいものだという考えを持っております。

ですから、やはりこういう法律をつくったときに、要は、この法律を具体的にどう生かしていくかという取り組みなしには、この理念というものが生きてくるのか、それとも、この法律がただの紙くずになってしまうのか、このところが問われてくることになるか、このところが問われます。

そこで、最初に、自給率の問題について河井参考人と水原参考人に伺いたいと思うんです。

まず、食育が進めば、ただ安いから食材を買うというだけじゃなしに、やはり安心できるもの、安全なものをというところに向かっていくならば、農水産物の生産過程からきちんとチェックできるような、そういった点からすれば、本当に地産地消ということにもつながりますし、そして国産のもの、自給率を高めるものにもつながる

てくるというふうに思っているんです。

現実には、自給率が落ち込んだのは、やはり牛肉・オレンジなどを初めとする農産物輸入の自由化政策を進めて以来のことなんですね。あれから急減してきたことは明白です。

今、安いものが入ってくるからというので、そこへ向かっているのを、きちんと食育を通じて、やはり安いだけがいいんじゃない、もっと大事なことがあるということを知りたければ、先ほど来お話もありましたけれども、実際に、この間も委員会でお話ししたんですが、私自身がみずから農家の方から畑を借りて、そして牛ふん、馬ふん等の堆肥化したものをに入れて、よく肥えた土で、それで野菜等をつくってみたら、夏場は朝晩水やりだけでも本当に大変ですよ。肥えている土です。それから、雑草がどんどん生え茂ってきますから、それを農業を使わずに安全に食べられるものを作ったらずで引っこ抜いていかなきゃいけません。本当に大変だ。農家の方たちが、安心できるものを、安全な農産物をつくるということ、どんなに苦労していらっしゃるかということ、よくわかります。

だけれども、消費者には、私も実際に食品を買っているところへ行っても、要するに、圧倒的に我々は情報不足なんです。わからないんです。

そうなるにつれて、結局、輸入検疫をきっちりすることとか、輸入農産物であれば、その産地の検査をどれだけ徹底して、農業その他が使われていないのかどうかとか、安全に食することができるとかどうとか、そういう情報が本当に入っていないことには、幾ら食育基本法だといっても、これはなかなか生きたものになってこないと思うんです。

そういう点では、私は、例えば今問題になっておりますBSEの問題にしても、日本の場合であれば、そういうところから、すべての牛に個体票をつけての管理をし、全頭検査をやり、特定危険部位と言われるものについては全部除去する。ただ、危険部位というのも、科学の進歩とともにさ

らに広がっていくというものもあります。

そういうふうなことを進めているときに、やはり安全がきちんと約束されないものが入ってきたら、消費者としてはわからないわけですから、安全なものを食するというにはならない。

そういう点では、本当の食育を学ぶとともに、やはり、安全、安心の約束されないものについては流通させないということを取り組む、そして国内でそういう安全なものをつくるという努力がなされるならば、これは確実にそういう面からも自給率を高めていくということにつながっていくというふうに思うわけですが、この点について、お二人の参考人のお考えを伺っておきたいと思っています。

○水原参考人 おっしゃるとおり、私も、食の安全というものを求めています。これは、特にBSEの国内発生以来、特に大きな問題になってきたことは皆さん御存じのとおりだと思います。

輸入の農産物につきましては、これはもう残留農薬の問題がしばしば問題になっております。それをきちんと取り締まるということをやることがまず第一だと思いますが、国内でいろいろと安全のための対策がとられておりますが、例えば牛肉に關しましたら、トレーサビリティ法ができましたね。

ところが、皆さん御存じかと思いますが、これも、法をつくったというだけで、後の管理がなっていないというところの一例が出てきたと私は思います。北海道で耳標を取りかえたという事件が起きたことを皆さん御存じでしょうか。

畜産商が耳標を取りかえてしまったんです。これも簡単に取りかえてしまった。それで、子牛を取りかえた牛を売ったわけで、逮捕されたわけですが、去年十二月の九日に発生しました。十二月七日からトレーサビリティ法は完全実施になったんですよ。その前から、七月ごろからそれはわかっていたのに、発表したのは農水省は十

二月九日でした。

地裁でもって問題になりましたのは、その耳標がなぜ取れるか、これは、農水省令でもって、耳標は取り外しができるものであってはならないというところ、それから再装着できるものであってはならないということがちゃんと規格にあるわけですね。ところが、それが全く守られなかったわけですね。だから、裁判官は、これは耳標ではないということを書いて、その畜産商を無罪にしちゃったんです。それは地裁で三月に判決が出ました。その後、今高裁の方へ検察庁が控訴していますから、後は多分、それはどうなるかわかりませんけれども。

私が言いたいのは、法律をつくってもその後の管理をやらなくということであれば、幾ら安心、安全のためにそういう法律をつくっても、私たちが見れば何だということになる、全部抜け道だらけです。これは、BSEの後の食肉の買い上げの政策のときにもそうでしたよね。あれだけ、雪印食品から端を発して偽装問題が起きたのもそうです。農水省の管理がなっていないからなんです。

私たちから見ると、そういうふうな、いろいろな法律はできても、その後の管理はなっていない。だから、安心、安全のためにということでもっていろいろ政策が行われますけれども、それは、私どもの中にはいつも裏にどこか不安が伴っています。そういうことがありますよね。だから、どうやって、そこを本当に完璧に行政として法律をつくった責任を持って遂行するかということになってくると思います。

ヨーロッパにもトレーサビリティ法があるし、フランスの耳標を採用したということで農水省は私たちに答えました。だけれども、フランスでも確かに違反する事例はあるらしいですけれども、抜き打ち検査は徹底してやっているわけですね。日本はそれがないです。監視体制が全くないわけですね。

だから、そういうことで、本当に食の安全、安

心ということは今後推進するのであれば、私は、それだけ法律をつくって、つくりつ放しじゃなくて、やはり国民にきたえるような管理、運用をきちんとやってほしいというふうに考えております。

以上です。

○河井参考人 今農産物のことについてはお話がありましたので、ちょっと水産物について例を挙げてみたいと思うんです。

よく消費者アンケートで、何が不安ですかというアンケートをしますと、ひところは、養殖魚の安全性、これが第一位だったんですが、最近では、やはり輸入物の安全性というのが問われてきています。

そういう意味で、魚というのは、基本的には生きた資源をそのまま食材にする、そういう天然資源をとってくるという意味では農産物と少し状況が違うのですから、国産物なのかどうかという言い方がちよつとイメージが変わるんですが、我々は、例えば生きたものを輸入してきてどこかへ蓄養しておくとか、そういうものを含めて国産とは呼びたくない、呼ぶべきでないというふうに考えています。

少なくとも、やはり産という字は産まれるという字ですから、日本の近くで産まれたものという事でいいかないと、私は、それこそ、安全、安心というのが、いろいろなところからばい菌も入ってくるでしょうし、それから、加工品なら加工品でまたいろいろ葉を使っている可能性もありますし、そういう点で、水産物はとりわけそこがあいまいにされているなという感じがしていますから、何か見直しているかないいけないんじゃないのかなと思っております。

○吉井委員 今、水産物のお話がありましたので、例えばアサリについても、今問題になっております外国産のアサリを、例えば有明海にばらばらとばらまいて、二、三カ月したら有明産のアサリという事で売り出すという問題。そうすると、自給率を高めるといっても、自給率の国産の中には、

本当は外国産、外国産を含めて自給率を数字の上だけで高めるといえるのは、やはりこれはもともとインチキな話でありますし、原産国について最長生育期間の国ということになっておりますが、そこで、私、自給率を高めるといふことと安全ということとちよつと心配になっている点があると思いますので、引き続き河井参考人に伺っておきたいんです。

かつて、もう三四十数年前ぐらいに、私などが東南アジアの方へ行くときには、はだして歩くなど。それは風土病の問題ですね。日本の国民には耐えられる細菌はあるけれども、ちゃんと体はそうなっているけれども、東南アジアへ行ったらその独自の細菌には耐えられない。だから、はだして歩くことは気をつけなさいということ言われました。

そういう点では、今のこのアサリにしても、外国産のアサリを二、三カ月で売るのは論外にしても、これはインチキ表示ということにしても、稚貝の段階で買い込んできて、そして、有明海とかいろいろ干潟でそれを生産して国産ということになる。

それは、自給率の問題もありますけれども、もう一つの角度から見ますと、やはり、幾ら海洋といたっても、それぞれの地域にはそれぞれの地域の細菌とか微生物、日本とは違った状況の中にいるものが簡単に日本に入ってくると、今度は、日本の独自のアサリなどがそれによって大丈夫なのだろうとか、そういう面からも、環境というもののについて、また自給率を本当の意味で高めるといふことについて、もう少しきちんとしたことを考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。この点についての河井参考人のお考えを伺いたいと思います。

○河井参考人 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。例えばバクテリアなどが、よその国のバクテリアが日本の海にまかれたときには、バクテリアを含む生態系がどうなるのかというのは、これはまた重大な問題になってくるんですね。生態

系の問題という、外来魚の方は、今、ブルーギルとかブラックバスとか、いろいろな議論が生まれていまして、バクテリアの世界でもどんどん今そういう問題が出てきて、貝毒の問題なんか、一部分そういうあれも騒がれています。それから、もう一つ、今地球温暖化をしている中で、そういう条件がふえてきているということも心配なんです。今までは日本にすめなかつた、あるいは越冬できなかった、そういう生命が、温暖化でもって冬を越せるようになってくる。そうすると、日本の近海で繁殖をする、そういう状況も出てきますので、したがって、かなり環境面での綿密な再検討がいましようか、そういう意味での再検討が必要だ。

そういう意味も含めて、少なくとも、自給した魚、いわゆる純粋な国産の魚についていえば、日本の権限でいろいろなコントロールもできますから、そういう点では安心、安全の面が保障されていくんではないだろうか、技術的に保障するのが可能だけれども、輸入物については技術的に保障できないというか、そういう面が心配だと思っております。

○吉井委員 次に、服部参考人に伺いたいと思います。

冒頭申し上げましたように、私は、この基本法の考え方はいいと思っております。それを本当にどう生かすかという点で、例えば最初に服部参考人のお話を伺っております。結局、学校教育の中でどう充実したものにしていくとか、あるいは、せっかく保健所や保健センターがありますけれども、その栄養指導に当たられる方とか、そういう方たちの役割をどう充実させるのか、戦後の時期とは違った、今の時代における役割というのがあると思っております。これは、この法律でも二十条、二十一条でそういったことがうたわれております。

しかし、先ほど来お話がありましたように、その学校給食が今や大型弁当工場になってしまつて、コンビ二弁当と余り変わらないようなものを

給食としてやっておつたのでは、本当に給食が学校教育の一部として、先ほどのBSE問題であれ、外国農産物や魚介類の問題にしても、安全性の問題から、環境の問題から、食生活の問題から、いろいろなことをやはり学校も地域社会も含めて学び取っていく、この法律を生かす具体的な仕組みをどうするかというところが一番今大事な一つじゃないかというふうに思っているんです。

この点についての参考人のお考えを伺いたいと思います。

○服部参考人 今の先生の御質問なんですが、一言で答えるにはちよつと時間がないというふうに思っています。私なりに考えていることはあります。

ただ、御承知のように、先ほど来お二人の参考人に御質問もされておりましたが、僕は、日本の社会というのはこの四十年ぐらいの間に物すごくいろいろな形での変化があったと思います。

食生活に関しますと、高脂肪高たんぱくで、米の消費量が四十年前は一年間一人当たり百十八キロとつておりましたけれども、今は五十九・五キロ、まさに一俵切つたわけですね。肉が四倍、油脂、油と脂肪四・一倍、スナック、清涼飲料水各四倍ですね。本当に食生活があつという間に欧米化してしまつた。それによって自給率の問題も、それに合わせたような食生活を営まれる体制をとらなきゃならなくなつてきた。

農家に聞いていると、戦前六百三十万戸ありましたね。千三百万人の方が働いておられましたけれども、戦後どうなつたかという、二百七万人減つたわけですね。農家も今二百五十万軒ということですね。

もつともつと、これは農家だけじゃなくて漁業も関係ありますけれども、こういう人たちに興味を持って動いてもらえるような体制で人をふやしていけない限り、自給率というのはなかなか上がらないんじゃないか、地域でいろいろと動きもあることもありますが。

そういう中で、先ほどの御質問なんですけれど

も、私は、日本というのは目先で割と国内のことばかり考えていますけれども、世界には八億四千二百万人も栄養失調の人がいるわけですよ。何せ、世界六十四億のうちの九二％が食にもあえいでおります、いろいろなものであえいでいる。八％というと、五億人が豊かな食生活から衣食住、享受されておまして、日本人はこの中で一億二千六百八十万人ですか、みんなこの中に入ってしまうというような現状の中で、物の見方をきちっと根底から教えていくことによって先ほどのような問題は解決していくと思うんですね。

先生のおっしゃられたような、今後どうしていくかという問題も、実は、そこから議論を始められるような、この食育基本法というものがきちっとできて、これが通過して、その後に、先ほどから申し上げておりますけれども、我々は、みんな参加できるような体制をつくっていただくことが望みでございますので、その中でこういう議論をどんどんしていくことで大きく解決していくことがたくさんあるんじゃないか。あらゆる分野の方がやはりこれに入っていたくことによって解決する問題がたくさんあると私は信じておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○吉井委員 時間が参りましたので終わります。きょうはどうもありがとうございました。

○松下委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
参考人の皆様には貴重な御意見をちょうだいいたしました。まことにありがとうございました。
委員会を代表いたしまして、心より厚く御礼申し上げます。

参考人の方々は御退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。
速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔委員長退席、増田委員長代理着席〕

〔増田委員長代理退席、委員長着席〕

○松下委員長 速記を起こしてください。

委員の皆様方、着席をお願いします。

民主党・無所属クラブ所属委員の御出席が得られておりません。

理事をして御出席を要請いたさせますので、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松下委員長 速記を起こしてください。

民主党・無所属クラブ所属委員に御出席を要請いたしました。御出席が得られません。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

内閣委員会議録第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正
八一四 平成十九年 平成十八年

平成十七年四月十四日印刷

平成十七年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F